

<事前届出制度及び少量新規化学物質>

Q 日本では国内合計年間1トン以下、韓国では事業者当たり年間100kg以下については、事前審査を免除し、確認制度を設けている。さらに、欧州のREACH規則では、事業者当たり年間1トン以下は対象外とされている。中国では、たとえ1g輸入するにも事前審査が求められることになるが、今後、このような合理的な制度を導入する予定はないか。

A まず、中国の新規化学物質の届出制度の経験は3年しかなく、30年以上の歴史を持っている日本と比較するとまだまだ経験が足りないと認識している。こうした中で、最近では少量新規物質に関する制度充実の必要性を感じており、日韓と同様に免除規定を設けている欧米などの対応についても必要な情報収集を行ない、各国の事例を比較検討した報告書を国家環境保護局(SEPA)内で作成しているところである。[MSOffice1]将来的には、例えば来年や2年後には、化学物質の登録における裾切り値についても、段階的な改善を図っていきたいと考えている。[MSOffice3]なお、実験や技術研究に用いる少量新規化学物質の輸入に関しては、中国でも特別な施策を講じている。

<毒性試験>

Q 中国では、魚類の毒性試験について3つの種のいずれかを用いることを求めているが、swordtailやzebra fishについては、中国国内の生息種ではないと考えられる。これらの魚類についても、中国国内の試験機関で実施した試験データでないといけない理由を教えてください。

A ご指摘の事項はもっともであると認識しているが、どの国でも同じように規則は規則であり、現在の制度に従うことが求められる。中国での急性毒性試験に関し、zebra fishについては1991年から、Sword tailについては2004年から毒性試験に導入している。rare minnowに関しては、ごく最近導入したものでデータの蓄積と経験が必要である。日本でも新規化学物質の届出時には、独自の試験生物(コイやヒメダカ)で試験を実施することとされていると認識している。

<E-waste>

Q E-wasteに関連する2007年9月27日制定/2008年2月1日施行予定の規制(電子廃棄物環境汚染防止管理規則※)を確認したい。

※日中友好環境保全センターのウェブページに日本語訳が掲載されています。

http://www.zhb.gov.cn/japan/env_info/3_7_2006_29.htm

A この規制に関しては、新規事業所と既存事業所での対応が異なっている。既存事業所に関してはネームリストに登録して1年間の猶予期間を設けている。新規の事業所に関しては、施行後は直ちに規制が適用される予定である。

(この他、GHS、REACH、RoHSに関して事前に質問を頂いていたが、SEPAの担当官から[MSOffice5]は、GHSは国家発展改革委員会(NDRC)が主として担当、REACHに関しては、国家品質監督検閲検疫総局(AQSAQ)と信息产业部が担当していることから、詳細についてはSEPAとしてこの場での回答が困難であることが伝えられた。また、質疑の最後に、今回出された質問に関しては、中国に持ち帰って検討を行うことも示唆され、「一生懸命(日本語で発言)」に互いに協働していきたい旨が言及された。)